

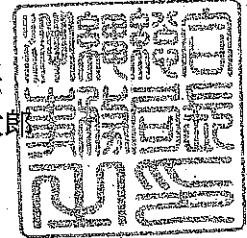
座間味村長

宮里 哲 殿



内閣府沖縄総合事務局長

三浦 健太郎



輸送の安全確保に関する命令

輸送の安全確保の重要性については、機会のある毎に注意喚起及び指導を行ってきたところである。

今般、令和6年5月13日に、貴村の経営する人の運送をする不定期航路事業（阿嘉港～阿波連港の航路）において運航する旅客船「みつしま」が、阿波連港沖合付近を航行中、岩礁へ乗り揚げの事故が発生した。

これを受けて、当局が、同年5月17日に、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、安全管理規程を船内に備え付けていないこと、アルコール検査体制が構築されていないこと等が確認されたことは、極めて遺憾である。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、同法第19条第2項に基づき、下記事項について、早急に改善措置をとるべきことを命ずる。

また、安全統括管理者及び運航管理者は、自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、安全管理規程等にかかる安全教育及び事故を想定した訓練を速やかに実施して、その周知徹底を図ること。

本命令に対し、貴社が講じた具体的措置について、同年9月26日（文書発出日の翌日から起算して原則30日以内の日）までに、文書により沖縄総合事務局長あて報告されたい。

記

番号	命令事項	違反点数	適用
1	船舶所有者は、船員法第70条に基づき、船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませること。	10点	輸送の安全に関わる関係法令の違反
2	村長は、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、船員法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、役場全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。	1点	経営トップの主体的関与なし

3	安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船員法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を船舶・観光課内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。	2点	安全統括管理者の職務・権限違反
4	運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。また、船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。	2点	運航管理者の職務・権限違反
5	安全統括管理者は、安全管理規程第21条に基づき、安全管理規程の内容に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、規程の変更を発議し、村長は、船舶・観光課の責任者の意見を参考として、規程の変更を決定すること。	1点	安全管理規程の変更義務違反
6	運航管理者は、安全管理規程第23条に基づき、配乗計画の作成にあたって安全性の検討を行わず、法定乗組員が適正に確保されていないにもかかわらず運航を行った。	10点	配乗計画の基準適合違反
7	運航管理者及び船長は、安全管理規程第29条及び運航基準第4条の2に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等について航海日誌に記録すること。	2点	運航管理に関する記録の文書管理不備
8	船長は、安全管理規程第31条、運航基準第11条及び第12条に基づき、運航基準に定められた地点に達したとき及び入港5分前となったときに、運航管理者に連絡を行うこと。	2点	運航管理者に対する運航管理に必要な情報の未伝達
9	船長は、安全管理規程第32条及び運航基準第7条に基づき、緊急の場合を除き運航基準図に定める基準経路の航行を確実にすること。	5点	基準経路未遵守
10	運航管理者及び船長は、安全管理規程第37条、作業基準第17条及び第18条に基づき、遵守事項を乗船待ちの旅客に対して掲示等により周知するとともに、旅客が乗船している間、適宜の時間に放送等により周知すること。	1点	旅客が遵守すべき事項の未周知
11	安全統括管理者は、安全管理規程第38条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。	2点	アルコール検査の未実施
12	船長は、安全管理規程第43条及び事故処理基準第4条に基づき、事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署等に連絡すること。	2点	事故等の連絡体制の不備

13	安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第50条及び地震防災対策基準第18条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項及び地震防災に関して、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施すること。	2点	安全教育の未実施
14	安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第52条に基づき、年1回以上、事故処理に関する訓練を計画し実施すること。	2点	訓練の未実施
15	安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第54条に基づき、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を実施すること。	1点	内部監査の未実施
16	安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第55条、運航基準第8条及び事故処理基準第4条に基づき、船舶に安全管理規程（運航基準図及び非常連絡表を含む）、医療機関連絡表及び操縦性能表を備え付けること	1点	安全管理規程等の備え置き違反
違反点数合計		46点	

備考

「違反点数」については、「人の運送をする船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」（令和6年3月29日付け国海安第183号、国海内第199号、国海外第700号 国土交通省海事局長通達）によるものである。

<教示>

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、書面で、国土交通大臣に対して、審査請求をすることができます。

（処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）

また、行政事件訴訟法に基づき、不服申立の手続きを経ずに、処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、訴訟においては、国を代表する者は、法務大臣となります。

（処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）